

うるま市国土強靭化地域計画概要版

第1章 計画の基本的事項

(1)策定の趣旨

強くしなやかな国民生活の実現を図るために防災・減災等に資する国土強靭化基本法に基づき、国が定める国土強靭化基本計画及び沖縄県国土強靭化地域計画との調和を保ちながら、うるま市における強靭な地域づくり推進のためにうるま国土強靭化地域計画を策定しました。

【国土強靭化とは】

大規模自然災害時に、人命を守り、社会経済への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築することを目指すものです。（「国土強靭化地域計画策定ガイドライン第8版基本編」より抜粋）

(2)計画の位置づけ

本計画は基本法に基づくもので、市の総合計画との調和を図りながら、各分野別計画の国土強靭化に関する指針となるものです。また、地域防災計画は発災後の役割分担や経過時間ごとの取組など総合的な防災対策をまとめた計画であるのに対し、本計画は平時における施策を示しており、発災前を対象としています。



(3)計画の期間

本計画の対象期間は、令和4年度から概ね5年間とし、施策の進捗状況や情勢の変化を踏まえて必要に応じ見直しを行います。

第2章 基本的な考え方

(1)想定リスク

種類	想定対象とする具体的災害	想定される具体的被害、影響
地震(液状化被害)	石川-具志川断層による地震 ：広範囲で震度6強、離島でも震度5強以上	・建物倒壊(全壊：約4,600棟、半壊：約7,700棟) ・道路の損壊や閉塞による被害拡大 ・高齢者等の避難への影響
	沖縄本島南東沖地震3連動(液状化のおそれ)	・建物倒壊(全壊：約300棟、半壊：約350棟) ・建物の沈下・傾斜 ・道路の陥没 ・ライフラインへの影響
津波	八重山諸島南東沖地震、沖縄本島南東沖地震、沖縄本島東方沖地震の3連動地震	・市民への直接的な被害 ・港湾施設や緊急輸送道路への被害 ・建物倒壊に伴うがれきの漂流による輸送への影響 ・高齢者等の避難への影響
風水害	台風5115(RUTH)：2.0m以上の高潮浸水 指定浸水想定区域：天願川 土砂災害警戒区域：32箇所	・港湾施設/緊急輸送道路/避難所の被害 ・事前避難時の高齢者等への影響 ・建物の甚大な被害
石油コンピナート災害	平常時、短/中周期地震動、津波による被害、大規模災害、海上災害、台風による被害	・危険物タンクの流出火災 ・ガスタンク流出爆発 ・危険物タンクのスロッシング被害 ・石油類流出災害 ・接岸船舶火災 ほか
複合災害	感染症と自然災害の複合災害	-

(2)基本目標

国土強靭化基本法に基づき、本計画の基本目標を設定します。

- 1 人命の保護が最大限図されること
- 2 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興
- 5 SDGsの視点を踏まえた社会課題解決への寄与

(3)事前に備えるべき目標

5つの基本目標を達成するため、大規模自然災害を想定して9つの事前に備えるべき目標を設定します。

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 発災直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3 発災直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 発災直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- 6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- 9 孤立離島の発生を抑制し、長期化を回避する

(4)SDGsとの関係

本計画はSDGsターゲット13.1「全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する」を念頭に、様々なステークホルダーとの連携により自然災害が起きたても安心・安全な住み続けられるまちづくりを目指します。このことは、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」、17「パートナーシップで目標を達成しよう」に主に貢献するものであり、これらのSDGsの目標を意識しながら本計画の取組を推進します。



第3章 脆弱性評価

(1)脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するため、現在の施策の抜けもれや進捗状況を踏まえ、地域の弱点を明らかにするものであり、国土強靭化における重要なプロセスです。

(2)リスクシナリオの設定

9つの事前に備えるべき目標の妨げになるものとして、39個の起きてはならない最悪の事態を設定します。

(3)施策分野の設定

全庁的に施策の検討を行うため、市の総合計画の施策分野との整合性を保ち、施策分野として7つ設定しています。

- | | | | |
|-----------|-------------|--------------|----------|
| ●保険・医療・福祉 | ●子ども・子育て | ●経済 | ●都市基盤・環境 |
| ●教育・文化 | ●行財政・コミュニティ | ●島しょ地域（分野横断） | |

第4章 推進方針

※裏面のとおり

脆弱性評価の結果を踏まえ、39のリスクシナリオの発生を回避し、9つの事前に備えるべき目標を達成するための施策の推進方針をとりまとめました。

第5章 計画の推進

効果的な施策の推進に努めるため、全庁横断的な推進に取り組むとともに、国や県、市民などが一丸となって、平時からの関係構築を進める必要があります。進捗管理にあたっては、重要業績指標等に基づき国土強靭化に係る進捗把握に努めることとし、個別の事業についても適切な進捗管理を行うこととします。また、社会情勢の変化や新たな自然災害の発生、国や県の動向、被害想定の変更、総合計画の進捗状況等を考慮し、必要に応じた見直しを行います。



うるま市国土強靭化地域計画におけるリスクシナリオ及び主な推進方針一覧

茶字：重点リスクシナリオ（うち太字はうるま市の独自リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	推進方針	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	推進方針
1 人命の保護が最大限図られる	1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・対規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	・公共施設/高齢者(民間)施設の耐震化の確保・促進 ・都市基盤施設の防災対策に係る整備 ・建築物等災害予防における市街地再開発対策 等	5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下	・リスク分散を重視した企業誘致等の推進 ・道路網の整備 ・中小企業者への融資対策 ・企業防災の促進 等
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	・津波危険区域/津波避難所の指定・整備 ・陸閘の削減及び遠隔制御システムの導入 等		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	・ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化 ・都市防災力を高める防災技術・製品の実用化支援 等
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	・急傾斜地での安全な宅地開発・洪水ハザードマップの作製 ・高潮、波浪等の対策防災施設の整備 等		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	・重要な産業施設等の安全対策等の強化 ・石油類の危険物施設/毒物劇物保管施設の応急対策 等
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態	・盛土造成地等の対策 ・地すべり対策事業/土砂崩落防止事業の推進 ・土砂災害警戒区域における避難体制の整備 等		5-4 食料等の安定供給の停滞	・災害時における食糧配給の体制整備 ・防災営農の確立 ・物資及び資機材/輸送手段の確保 等
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	・情報通信インフラ整備 ・観光客等対策計画の推進 ・通信施設/放送施設災害予防計画の推進 ・避難行動要支援者の避難支援 等		6-1 電力供給ネットワーク（発変電所・送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	・緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保 ・再生可能エネルギーの導入拡大 等
	1-6 原子力災害に伴う放射性物質の大規模拡散・流出において、避難が進まず多数の被ばく者の発生	・原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実 ・要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 ・放射能影響の早期把握のための活動 等		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常渴水等により用水の供給の途絶	・災害時における応急給水体制の構築と各関係機関との連携強化 ・上水道施設災害応急対策の推進 等
2 発災直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなさない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	・災害時における給水確保の推進/食料配給の体制整備/生活必需品物資等の調達 ・輸送手段の確保 ・交通確保・緊急輸送体制の充実 ・応援体制の強化 等	6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-3 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止	・処理場・中継ポンプ場の耐震、対津波対策 ・し尿処理施設の防災対策/下水道施設応急対策推進 等
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	・災害に強い路網整備の推進 ・ヘリポートの整備の検討 ・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化 等		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	・緊急輸送道路の代替路構築 ・都市交通体系の整備 ・ブロック塀対策 ・狭い道路の拡張整備 等
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足	・救出救助用資機材の確保体制の充実 ・応援体制の強化 ・消防教育訓練の充実強化 ・地域防災訓練等の促進 等		7-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	・地震火災の予防の推進 ・空き家対策の推進 ・公共建築物の耐風及び耐火対策 等
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足	・交通機関応急対策計画の推進 ・物資及び資機材の確保 ・防災対策に係る土地利用の促進 ・輸送手段の確保 等		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	・漁船避難ルールづくりの促進 ・津波危険区域の指定 ・海岸保全施設対策 等
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	・緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保 ・災害時の医療救護所の設置及び地域医療本部との連携体制の整備 ・医薬品・衛生材料の確保体制の充実 等		7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	・水門等の効果的な管理運用 ・農地防災事業の推進 ・老朽ため池等整備事業の推進 ・砂防事業の推進 等
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	・災害時の良好な衛生状態の保持/ペットへの対応 ・自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討 等		7-4 有害物質の大規模拡散・流出	・住宅・建築物のアスベスト対策の促進 ・有害化学物質等漏出災害予防計画の推進 等
3 発災直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の低下	・防犯カメラの設置 ・消防職員等の充実 ・地域防災訓練等の促進 等	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・震災廃棄物処理における処分地の確保/リサイクルの徹底 ・災害時の障害物の除去 等
	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	・道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等 ・交通機関応急対策計画の推進 等		8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・災害ボランティアの活動への支援 ・応援体制の強化 ・災害対応に不可欠な建設業との連携 等
	3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	・公的機関等の業務継続性の確保 ・代替庁舎の確保 ・災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実 等		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・災害時における応急教育の実施/清潔状態の保持 ・災害時の応急仮設住宅の建設/公営住宅の活用 等
4 発災直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	・電力施設/通信施設災害予防計画の推進 ・情報通信システムの電源途絶に対する対応検討 等		8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・無電柱化の推進 ・出火防止対策 等
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	・災害情報の収集・伝達体制の充実 ・観光客・旅行者・外国人等の安全確保 等		8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・液状化対策の実施 ・津波に強いまちの形成 ・高潮、波浪等の対策防災施設の整備 等
	4-3 高齢者・外国人等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備	・要配慮者の利用施設(高齢者施設)の避難確保計画作成 ・情報発信や案内看板等の多言語化 等	9 孤立離島の発生を抑制し、長期化回避する	9-1 離島のインフラ損壊による孤立地域の発生	・災害時の島しょ地域の情報収集 ・ヘリポート整備の検討 ・島しょ地域支援の進出拠点の設置/輸送手段の確保 ・島しょ地域における孤立化等に強い施設整備/人づくり ・港湾・漁港の整備 等